

議案第 4 4 4 号

さいたま都市計画道路の変更について（さいたま市決定）

さいたま都市計画道路の変更（さいたま市決定）

1. 都市計画道路中 3・1・7 号外環状道路ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
	3・1・7	外環状道路	さいたま市南区辻 6 丁目	さいたま市南区文蔵 3 丁目	さいたま市南区辻 2 丁目	約1, 920m	地表式	4車線	62m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・4・23	中山道	さいたま市南区根岸 3 丁目	さいたま市北区吉野町 2 丁目	さいたま市大宮区北袋町 2 丁目	約14, 680m	地表式	2車線	16m	JR東北・上越・北陸新幹線、JR東北本線、JR高崎線、JR武蔵野線、JR京浜東北線、東武野田線、埼玉新都市交通伊奈線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路吉野原今羽線、新大宮バイパス線、東西中央幹線、赤山東線、道場三室線と立体交差 幹線街路と平面交差 20箇所	
	車線の数の内訳		さいたま市北区東大成町 2 丁目	さいたま市北区植竹町 1 丁目		約210m		4車線	29m		
			さいたま市南区根岸 3 丁目	さいたま市北区吉野町 2 丁目		約14, 470m		2車線	16m		

2. 都市計画道路に 3・5・1 5 3 号辻東通り線を次のように追加する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・5・153	辻東通り線	さいたま市南区辻 8 丁目	さいたま市南区辻 2 丁目	さいたま市南区辻 8 丁目	約360m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 1 箇所	

理由

さいたま市では、長期間にわたり整備が行えていない都市計画道路について、社会状況の様々な変化を踏まえ、見直しの方向性を示した「さいたま市道路網計画」を定め、それらに基づき、未整備の都市計画道路の必要性の再検証を行いました。その結果、将来交通量の変化等を踏まえ、合理的な計画への転換を図るため、一部区間の廃止を行うことが妥当となった 3・4・2 3 号中山道、一部区間の廃止に伴い隅切りの廃止を行うことが妥当となった 3・1・7 号外環状道路について変更を行います。

加えて、3・4・2 3 号中山道の残る南側の区間を新たに 3・5・1 5 3 号辻東通り線として追加するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、さいたま都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I さいたま都市計画区域における位置等

さいたま都市計画区域は、都心から約20～40km圏、埼玉県南東部に位置しています。また、さいたま都市計画区域に含まれる土地の区域は、さいたま市の行政区域の全域です。

【3・1・7号 外環状道路】

本路線は、さいたま市内においては、南区辻6丁目から南区文蔵3丁目の区間延長約1,920m、幅員62mの幹線街路です。

【3・4・23号 中山道】

本路線は、さいたま市南区根岸3丁目を起点とし、さいたま市北区吉野町2丁目に至る延長約14,680m、幅員16mの幹線街路です。

【3・5・153号 辻東通り線】

本路線は、さいたま市南区辻8丁目を起点とし、さいたま市南区辻2丁目に至る延長約360m、幅員15mの幹線街路です。

II 変更の理由

さいたま市では、長期間にわたり整備が行えていない都市計画道路について、社会状況の様々な変化を踏まえ、見直しの方向性を示した「さいたま市道路網計画」を定め、それらに基づき、未整備の都市計画道路の必要性の再検証を行いました。

その結果、将来交通量の変化等を踏まえ、合理的な計画への転換を図るため、一部区間の廃止を行うことが妥当となった3・4・23号中山道、一部区間の廃止に伴い隅切りの廃止を行うことが妥当となった3・1・7号外環状道路について変更を行います。

加えて、3・4・23号中山道の残る南側の区間を3・5・153号辻東通り線として追加するものです。

III 追加・変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	追加・変更内容
3・1・7号 外環状道路	約1,920m	4車線	62m	・一部隅切りの廃止
3・4・23号 中山道	約14,680m (約15,870m)	2車線	16m	・一部区間の廃止に伴い起点を変更 ・延長の変更
3・5・153号 辻東通り線	約360m	2車線	15m	追加

括弧内は変更前を示す。

IV 関連する都市計画

なし

さいたま 都市計画図

この図面は一般図であるので、用途地域及び都市計画道路等の詳細については
各都市計画図集までお問い合わせください。
【西区、北区、大宮区、見沼区、浦和区、岩槻区周辺】
北都都市計画指導課 電話(048-646-3178)
【中央区、南区、浦和区、南区、緑区周辺】
南都都市計画指導課 電話(048-646-6178)
なお、この図面は、すべての都市計画を記載しているものではありません。

総括図

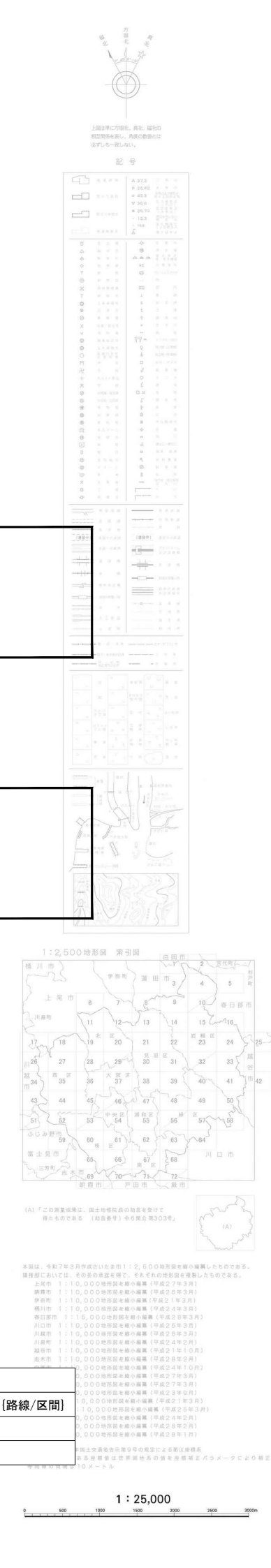
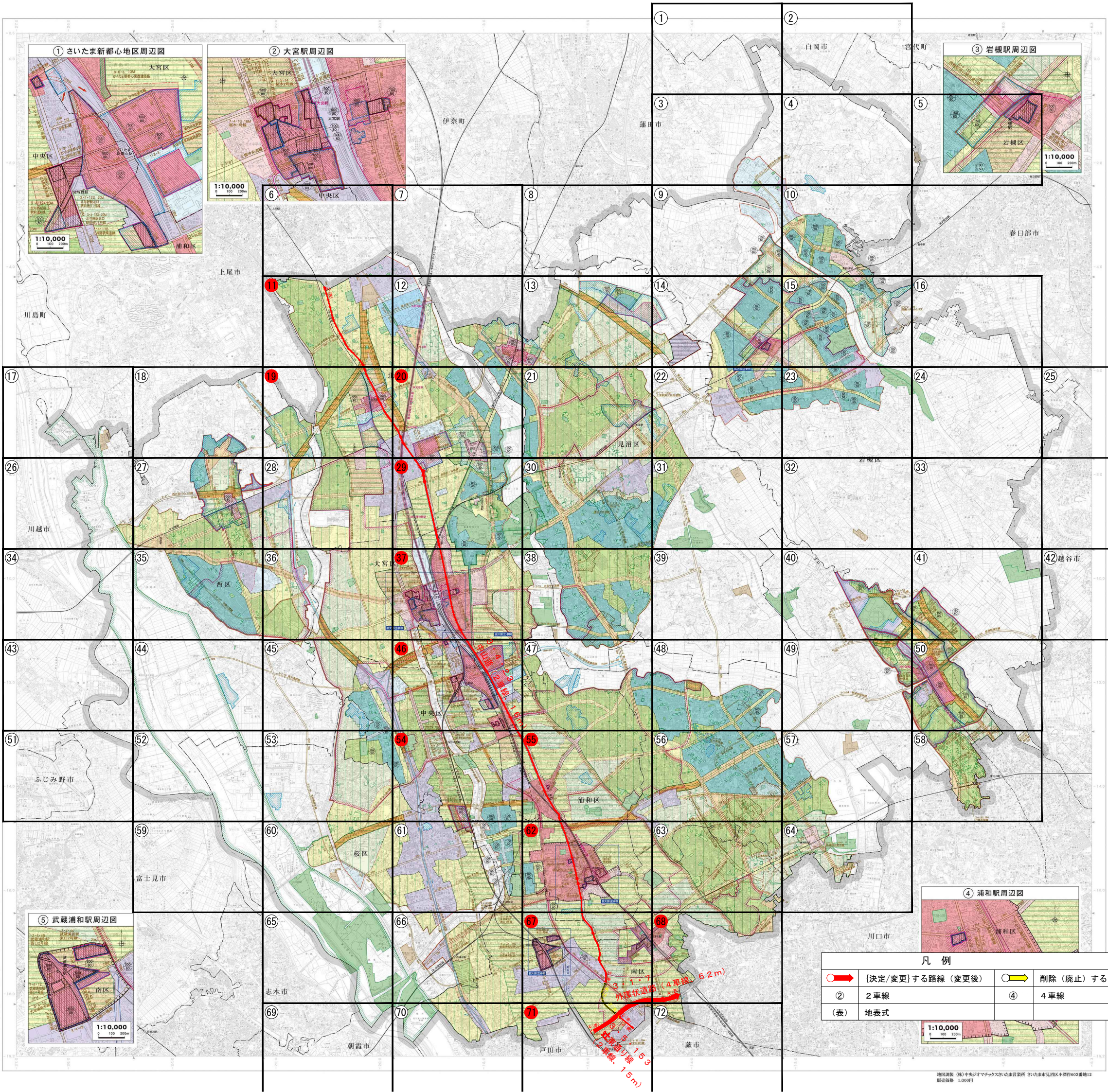
凡 例		
土 地 利 用	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	——	——
市街化区域・市街化調整区域分界	——	——
用 途 界	——	——
第一種低層住宅専用地域	40 (国条例)	60 (国条例)
第二種低層住宅専用地域	50 (国条例)	80 (国条例)
第一種中高層住宅専用地域	60 (国条例)	100 (国条例)
第二種中高層住宅専用地域	50 (国条例)	100 (国条例)
第一種中低層住宅専用地域	60 (国条例)	200 (国条例)
第二種中低層住宅専用地域	50 (国条例)	150 (国条例)
第一種住居地域	60 (国条例)	200 (国条例)
第二種住居地域	60 (国条例)	200 (国条例)
準住居地域	60 (国条例)	200 (国条例)
近隣商業地域	80 (国条例)	200 (国条例)
商業地域	80 (国条例)	300 (国条例)
準工業地域	80 (国条例)	300 (国条例)
工業地域	60 (国条例)	200 (国条例)
工業専用地域	60 (国条例)	200 (国条例)
特別用途地域	——	——
高度地区	15m地区	20m地区
高度利用地区	——	——
特定街区	——	——
都市再生特別地区	——	——
防火地域	——	——
準防火地域	——	——
風致地区	——	——
駐車場整備地区	——	——
特別緑地保全地区	——	——
生産緑地地区	——	——
都市計画道路	——	——
都市計画道路立体交差	——	——
自動車専用道路	——	——
自動車専用道路地下構造区間	——	——
都市高速鉄道	——	——
公園・緑地・墓園・運動場	——	——
都市計画河川	——	——
その他の都市施設	——	——
土地区画整理事業施行中	——	——
土地区画整理事業計画決定区域	——	——
市街地再開発事業	——	——
地区計画区域	——	——
近郊緑地保全区域	——	——

建ぺい率・容積率の表示
建ぺい率 (%) 容積率 (%)
建ぺい率 (%) 容積率 (%)
※表示してあるのは基準の建ぺい率・容積率であり、敷地の位置や条件により異なります。

令和七年三月

株式会社バスコ調製

令和8年3月作成
さいたま市役所



凡 例			
○→	【決定/変更】する路線 (変更後)	○→	削除 (廃止) する【路線/区間】
②	2車線	④	4車線
(表)	地表式		

1:10,000
0 100 200m

1:25,000
0 500 1000 1500 2000 2500m

地図閲覧 (株) 中京エマックスさいたま支店 さいたま市見沼区小園403番地12
販売価格 1,000円